

長野県革新懇ニュース

2025 年 11 月号
発行日 11 月 10 日
会 費 2,000 円
購読料 3,000 円 (送料込)
振 替 00510-3-15971

311

発 行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人：山口光昭 編集長：高村裕
〒 380-8790 長野市県町 593 高校教育会館内
TEL：026-234-1231 FAX：026-234-2219 メール：mail@nagano-kakushinkon.com

==== 今号の主な記事 =====

- 1 面 大久保賢一さんインタビュー
2 面 1 面続き、「松枯れ対策をめぐる諸問題」村山隆さん
3 面 松代大本営平和祈念館開館、第 22 回高齢者大会開かれる
読者の声、漢字クイズ
4 面 「雨よ降れ」「言葉」のゆくえ 窪島誠一郎さん
「信州の大地と私たちの暮らし」花岡邦明さん
映画評論『壁の外側と内側』内山到さん

長野県革新懇

検 索



1947 年長野市川中島生まれ。 70 年東北大学法学部卒業、71 年法務省入省 (人権擁護局等に勤務)、79 年弁護士登録 (埼玉弁護士会)。日本弁護士連合会核兵器廃絶部会会長、日本反核法律家協会会長、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会共同代表、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会副理事長など。著書『被爆 80 年にあたっての提言』日本評論社、『「原爆裁判」を現代に活かす』日本評論社、『核兵器廃絶』と憲法 9 条』日本評論社、『迫りくる核戦争の危機と私たち』あけび書房、『核の時代』と戦争を終わらせるために』学習の友社、『核兵器も戦争もない世界』を創る提案』学習の友社など。

朝ドラ『虎に翼』で注目の 「原爆裁判」を現代に活かす

お お く ぼ けんいち さん
大久保 賢一さん

(日本反核法律家協会会長)

被爆者運動の先駆け
となった「原爆裁判」

Q 「原爆裁判」の経緯をお聞かせください。

「原爆裁判」は昨年、NHK で放映された朝ドラ『虎に翼』の中で、一つのエピソードとして取り上げられたことで、多くの人に知られるようになったと思います。「原爆裁判」とは、1955 年に被爆者 5 人が日本政府を相手取って起こした裁判です。どういうものかというところ、アメリカによる広島と長崎への原爆投下は当時の国際法に違反する行為であり、その行為によって自分たちは被害を被った、しかし日本政府はアメリカ政府に対する損害賠償請求権をサンフランシスコ講和条約によって放棄してしまっ

た、自分たちの損害賠償請求権を補償がないままに放棄するというのは違法な行為である、したがって、その行為による損害を賠償しなければいけない、というものです。非常に法的に難しい裁判でした。なぜそういう論だてにしたかというところ、アメリカでアメリカ政府を相手にした裁判を起こせばいいのですが、それはできなかったため、日本の裁判所で訴えを起こすことにしたわけです。そのため今申し上げた理屈を考えたわけです。

「原爆裁判」を担うのは岡本尚一さんという弁護士です。この方がどうして「原爆裁判」をやろうとしたか、つまり被爆者を原告としてアメリカ政府を訴えようとしたかというところ、一つは、岡本さんは東京裁判で A 級戦犯や B C 級戦犯の弁護人を務めていたため、戦争犯罪である連合国が戦争犯罪を裁くことをやったのだから、原爆投下というアメリカの違法行為を裁くことも連合国の務めであると考えたからです。二つ目に、広島・長崎の被爆者たちはほとんどない困窮生活を強いられるので、それに対する賠償を求めるのは当然であるということ。三つ目に、原爆を使用してはならないというのは天地の「公理」であり、裁判でその違法性を断罪しなければいけないということでした。

被団協ができたのは 56 年です。55 年の提訴の 1 年後です。岡本さんが「原爆裁判」の準備を始めたのは 53 年頃なので、当時、被爆者運動はまだ萌芽期というべき時期でした。けれども岡本さんは、私財を投げ打つような形で被爆者運動を組織するようなことを始めたわけです。そして、岡本さんは運動の面でも理屈の面でも原爆投下の違法性を明らかにし、被爆者に対する補償を求める取り組みを行うわけです。そういうことからすると岡本さんは本当にとんでもないことを始めた人だと思っ

ています。岡本さんの当時の気持ちや考えを、核兵器というのは究極の暴力である以上、司法の法的判断を質したいという考えから取り組んだ弁護士らしい発想に基づいた裁判だったと思います。そのことを考えると岡本さんの弁護士としての姿勢に対して非常に高い敬意を払っています。また、当時は被爆者の団体、今の日本被団協はまだできていなかったけれども、岡本さんは当事者が原告になる被爆者運動を最初に始めた人だと思っています。

5 人の被害者が
原告として提訴

Q 具体的にはどのような裁判だったのでしょうか。

この裁判の原告は 5 人おられました。一番の年長者が下田隆一さんで、自ら広島で被爆し、5 人の子どもを亡くし、就業不能になります。この裁判は国際法の世界では下田ケースと呼ばれています。このほかの 4 人の原告ですが、多田マキさんは広島で被爆し、全身にケロイドを負い、疼痛のため日雇いの労働も続か

ず、夫はあまりの容姿の醜さを嫌って家出し行方不明、浜部寿次さんは長崎投下時、東京に赴任中で、妻と 4 人の娘たち全員が爆死、岩淵文治さんは広島原爆投下により養女とその夫及び子どもが爆死、川島登智子さんは広島で 14 歳で被爆し、両親を亡くしました。

裁判での被告に対する請求は下田さんに対しては 30 万円、その他の 4 人の原告に対してはそれぞれ 20 万円ずつ支払えというもので、この金額は当時の日本の平均的なサラリーマンの年収でした。請求の原因では、「アメリカは広島と長崎に原爆を落とした。原爆は人類の想像を絶した加害影響力を発した。身ごもる婦人も乳房を含む乳飲み子も殺害せられた。多くの市民が惨たらしい身体障害を受けた。一瞬たりとも放射線を浴びたものは突如として原爆症で死んでいく。原爆症は 10 年後も後を絶たない。人は垂れたる皮膚を檻として屍の間を彷徨、号泣し焦熱地獄なる形容を超越して人類史上における従来の想像を絶した酸鼻なる様相を呈した。」と述べ、原爆投下の加害影響力を厳しく指摘しました。そして、こうした行為は国際法に照らして違法だと展開します。その理由ですが、すでに当時戦争の手段、方法は無制限ではなく、人道上の制約を受けるといふ国際法のルールがあったということ。問題は、戦時には国家が民衆に損害を与えることは避けられないが、そうした場合には責任を負わないという「国家免責」